

小美玉市長交際費支出基準及び公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市長及び市長の指名する職員が市を代表して交際する場合に要する経費の支出基準及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 小美玉市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 小美玉市政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。

支出区分	支出内容	支出金額
会費	懇親会・祝賀会等の参加に係る経費	(1)会費の額が定められているときはその額 (2)会費の額が定められていないときは目的、形式、会場などを考慮した額 10,000円以内
弔慰金	葬儀における香典等に係る経費	別表参照
見舞金	病気、災害、事故等の見舞に係る経費	別表参照
協賛金	市費からの助成又は補助が無く、公益性が特に認められるものに対する協賛に係る経費	5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
渉外費	市政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な特産品等の手土産の購入に係る経費	相当額
その他	上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上市長が特に必要と認めたとき	相当額

(留意事項)

第4条 交際費の支出にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 宴会のみが目的の会合には、原則支出しないこと。
- (2) 地域で行う祭礼、盆踊り等宗教的な要素を持つ催しには支出しないこと。

(基準の見直し)

第5条 交際費の用途及び内容を点検し、適正な運用が図られるよう適宜当該基準の見直しを行うものとする。

(公表する内容)

第6条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支払年月日
- (2) 支払目的
- (3) 支払先（原則として個人情報を除く。）
- (4) 支払金額

（公表方法）

第7条 交際費の公表は、小美玉市のホームページに掲載する。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年 5月 8日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年 4月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。